



令和8年度

国民健康保険 & 後期高齢者医療制度に関するご案内

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

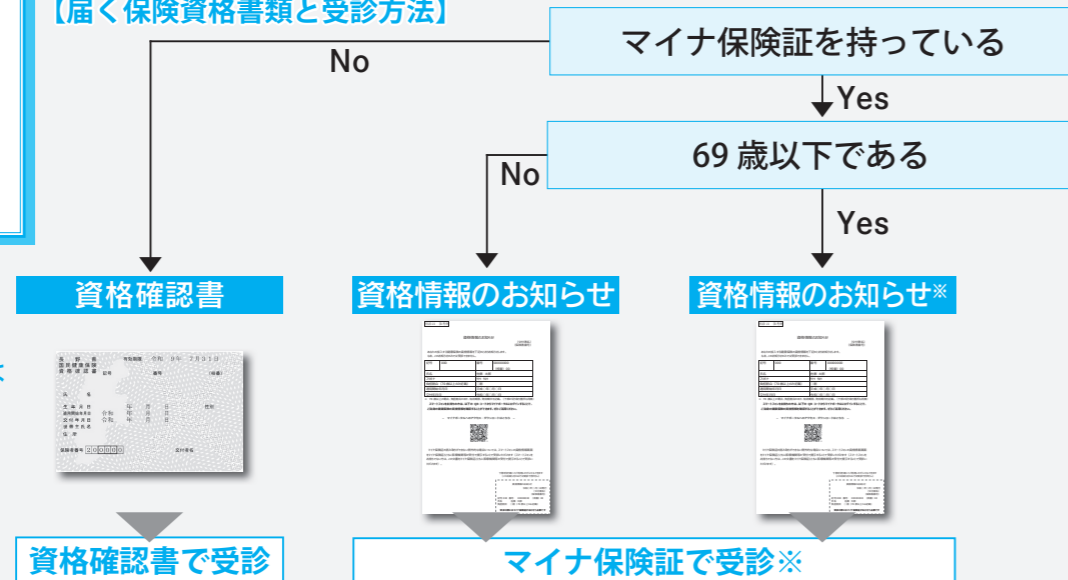


今年度からすべての公的医療保険制度において、「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。この制度は、全世代および企業に医療保険料とあわせて子ども・子育て支援金を拠出いただき、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。制度の詳細は、こども家庭庁ホームページをご覧ください。



国民健康保険

【届く保険資格書類と受診方法】

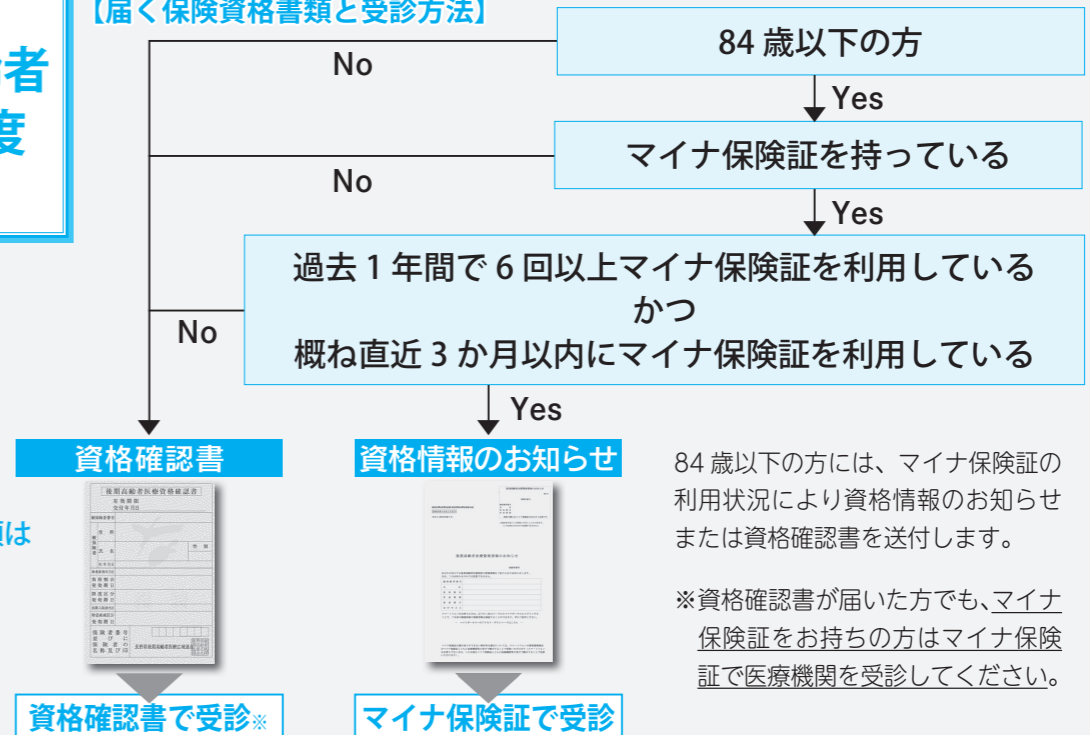


各保険資格書類は7月中旬に発送予定です

※「資格情報のお知らせ」には有効期限の記載が無いため、69歳以下で過去に「資格情報のお知らせ」が発行されている方には、一斉発行による発行は行いません。お手元の「資格情報のお知らせ」を継続してお持ちください。また、ご自身のマイナポータルからも同様に利用できる「資格情報のPDF」を取得することができます。

後期高齢者医療制度

【届く保険資格書類と受診方法】



各保険資格書類は7月中旬に発送予定です

84歳以下の方には、マイナ保険証の利用状況により資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付します。
※資格確認書が届いた方でも、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証で医療機関を受診してください。

■ 今年度からの変更点

▶ 税率等の変更・改正 (矢印右が変更後)

- 医療分の所得割の税率 6.0% ⇒ 6.2%
- 医療分の均等割額 19,500円 ⇒ 20,500円
- 医療分の平等割額 21,000円 ⇒ 22,000円
- 支援金分の均等割額 9,000円 ⇒ 10,000円
- 支援金分の平等割額 7,500円 ⇒ 8,500円
- 介護分の所得割の税率 2.7% ⇒ 2.6%
- 医療分の課税限度額 66万円 ⇒ 67万円

▶ 子ども・子育て支援納付金分の創設

所得割の税率0.3%、均等割1,000円、18歳以上均等割100円、平等割1,000円
課税限度額は30,000円
子ども(18歳に達する日以後の最初の3/31以前である者(高校生年代)まで)は均等割額が全額免除

▶ 5割軽減・2割軽減の判定額の変更

5割軽減：世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が下記の場合
43万円+31万円(改正前は30.5万円)×被保険者数+10万円×(一定の給与所得者等の数-1)以下
2割軽減：世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が下記の場合
43万円+57万円(改正前は56万円)×被保険者数+10万円×(一定の給与所得者等の数-1)以下

▶ 高額療養費制度の変更

令和8年8月1日から自己負担限度額が変更になります。詳細は納税通知書に同封する「国保ガイド」をご確認ください。

■ 国民健康保険税の納付について

▶ 納税通知書の送付・発送時期

7月中旬に発送します。7月から令和9年2月まで、8回に分けて納めていただきます。

▶ 納付方法

- 納付書または口座振替です
- 納付書で納付の方は、金融機関、コンビニエンスストア、地方税お支払サイトやスマホ決済のいずれかの方法で納期限までに納めてください
- 口座振替の方は、納期限の前日までに預金残高の確認をお願いします
- 口座振替を希望の方は、市内金融機関または税務課の窓口でお申し込みください。登録のお手続きには1カ月程度かかります

▶ 特別徴収

特別徴収(年金から天引きによる徴収)となっている方、新しく特別徴収となる方には、7月下旬に特別徴収(本徴収)開始通知書をお送りします。

■ 国民健康保険の加入・離脱について

国民健康保険への加入、離脱の際にはお手続きが必要です！マイナ保険証の利用の有無に関わらず、国民健康保険への加入、離脱には手続きが必要です。市役所へお越しください。

■ 今年度からの変更点

▶ 基礎賦課額(令和8・9年度)の変更・改正

- 均等割額 44,365円 ⇒ 48,827円
- 所得割率 9.45% ⇒ 8.80%
- 賦課限度額 80万円 ⇒ 85万円

▶ 子ども・子育て支援納付金賦課額(令和8年度)

- 均等割額 1,339円
- 所得割率 0.25%
- 賦課限度額 21,000円

▶ 均等割額の軽減判定の計算方法等の変更

7割軽減

令和8、9年度の基礎賦課額について、0.2割の軽減率を上乗せし7.2割軽減とします

5割軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が下記の場合
43万円+31万円(改正前は30.5万円)×被保険者数+10万円×(一定の給与所得者等の数-1)以下

2割軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額が下記の場合
43万円+57万円(改正前は56万円)×被保険者数+10万円×(一定の給与所得者等の数-1)以下

▶ 高額療養費制度の変更

令和8年8月1日から自己負担限度額が変更になります。詳細は資格書類に同封するお知らせをご確認ください。

■ 後期高齢者医療保険料について

▶ 納入通知書等の送付・発送時期

7月中旬に、被保険者宛てに発送します。

▶ 納付方法

納め方には、年金からの天引きによる「特別徴収」と口座振替又は納付書による「普通徴収」があります。送付される納入通知書等をご確認ください。
※年金からの天引きの方は口座振替に変更できる場合があります。詳しくは国保年金係へお問合せください。
※納付書で支払う方は、納め忘れのないよう口座振替をお勧めします。

【納付額証明書の発行を終了しました】

国民健康保険税 / 介護保険料 後期高齢者医療保険料

「納付額のお知らせ」は経費削減・環境に配慮した紙資源の削減等の理由から、一斉郵送を終了しました。納付額を確認したい場合は、各保険税(料)の領収証書、口座振替の通帳、公的年金の源泉徴収票等でご確認をお願いします。



- ☎ 【保険資格書類・後期高齢者医療制度に関すること】
市民課 国保年金係
- ☎ 【国民健康保険税に関すること】
税務課 市民税係